

## 評価基準

| 採点項目    | 採点内容                           |  | 採点基準   |  |
|---------|--------------------------------|--|--|--|
|         | 配点                             | 配点   |  |  |
| 業務経歴    | 90                             | 企業の受託実績<br>令和3年4月以降の官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の「過疎地域市町村等（注）での生業創出支援業務」における、元請として1件あたり50万円以上の履行実績の件数を評価 | 30<br>4件以上（30）<br>3件（20）<br>2件（10）<br>1件（0）                |  |
|         |                                | 業務担当責任者の業務経歴<br>令和3年4月以降の官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の「過疎地域市町村等での生業創出支援業務」における、業務担当責任者の履行実績の件数を評価        | 30<br>3件以上（30）<br>2件（20）<br>1件（10）<br>0件（0）                |  |
|         |                                | 業務担当者の業務経歴<br>令和3年4月以降の官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の「過疎地域市町村等での生業創出支援業務」における、業務担当者の履行実績の件数を評価            | 30<br>3件以上（30）<br>2件（20）<br>1件（10）<br>0件（0）                |  |
| 業務実施計画等 | 72                             | 業務実施方針<br>本業務に関する知識・理解度は十分か  | 8<br>特に優れている(8)<br>優れている(6)<br>普通(4)<br>やや不十分(2)<br>不十分(0) |  |
|         |                                | 山村地域の特性・課題を理解した業務実施方針となっているか   | 8<br>不十分(0)  |  |
|         | 72                             | 本業務についての提案・意見<br>起業につながることを期待できる講座内容か  | 12   | 特に優れている(12)<br>優れている(9)<br>普通(6)<br>やや不十分(3)<br>不十分(0) |
|         |                                | 講座参加者の事業計画作成の支援体制は十分か  | 12   |  |
|         |                                | 関係者へのヒアリング及びニーズ調査について、多様な関係者を想定しているか   | 12   |  |
|         |                                | 一次相談窓口に求められる機能・役割及び多様な主体が連携した伴走支援体制の具体的なイメージを持っているか  | 12   |  |
| 4       | 工程計画<br>工程計画に妥当性はあるか           | 4<br>特に優れている(4)<br>優れている(3)<br>普通(2)<br>やや不十分(1)<br>不十分(0)   |  |  |
| 4       | 取組意欲<br>本業務への積極的な提案・意見がなされているか | 4<br>特に優れている(4)<br>優れている(3)<br>普通(2)<br>やや不十分(1)<br>不十分(0)   |  |  |
| 価格      | 50                             | 価格<br>50点×（最低見積金額÷見積提示金額）<br>※小数点以下は四捨五入   | 50<br>左記のとおり   |  |

※評価点（500点）＝（業務経歴（90点））＋（業務実施計画（72点）×5人）＋（価格（50点））

※「業務経歴」及び「価格」は事務局評価

（注）過疎地域市町村等とは、過疎地域市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条及び41条）及び過疎地域とみなされる区域のある市町村のうち、過疎地域とみなされる区域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第42条）、並びに過疎地域とみなされる市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条）を指す。